

7. 担保品付手形割引制度の創設

(1) 担保品付手形割引制度

市中銀行の要請

明治23年初めの株価崩落を契機に、前年来の金融逼迫は一段とその度合いを強めた。3月に本行の制限外発行ならびに政府の国債償還が行われたにもかかわらず、4月には金利の高騰はいよいよ激しく、「世論囂然四方皆本行に向て之が救済を求むること急」なるものがあったことは既に述べたとおりである。⁽¹⁾

このような情勢下の23年（1890年）4月4日、川田小一郎本行総裁は大阪に向かった。3月30日から4月3日まで名古屋地区で行われた陸海軍大演習に陪席していた、松方正義蔵相の要請に基づく西下であったと推測される。「此時は大阪の方が騒ぎ特に大阪方面の紡績業が困却した」⁽²⁾からであるが、4月9日、松方蔵相は渋沢栄一と安田善次郎にも至急来阪するよう打電している。折からの金融逼迫・恐慌対策を協議するためであったことは間違いない。当時、第一国立銀行頭取であり、東京同盟銀行委員でもあった渋沢栄一は次のように述べている。⁽³⁾

明治23年春の金融激変は一つには米価騰貴によるところもあったが、その基本的原因は、鉄道・諸工業会社が陸続として創設され、その株式に巨額の資金が吸収されて商業資金の減少をもたらしたことにある。このため、後日の計を立て適切な措置を講ずる必要があると考えていた時、たまたま、九州同盟銀行の代表である松田源五郎・斎藤美知彦の両氏から、「同感に因り其準備の為め九州鉄道会社株券を日本銀行抵当品の内に加充すべきに協賛あらんことを請求」された。そこで、そのほかにも確実な会社の株式を選び、これも加えて日本銀行に要請する必要があると考えた。折しも、4月9日に、蔵相から電報で安田氏とともに至急来阪するよう求められた。これは「方今金融救済策の諮詢なるべし」と思い、これに備えて日本銀行担保品拡張の件を協議するため、4月11日に東京同盟銀行の臨時集会を招集した、と。

この臨時集会では、「今日金融の逼迫を救済せんと欲せば、目下の現象に対し一時の姑息の手段を施さず、宜く其根本に着目して大に治済の方法を求めるべからず」とし、次の3点が決議された。⁽⁴⁾

イ、日本銀行は東京同盟銀行に対する取引上の信認を一段と厚くし、その貸出を増大すること。

ロ、日本銀行は東京同盟銀行に対する貸出限度を定め、同盟銀行各行はその日本銀行借入れ限度に応じて担保品を預け入れ、借入れ枠を十分に活用できるようになるとともに、枠に余裕のあるときはこれを日本銀行に預金しておき、当座貸借の手続きにより小切手を用いて受払いすること。

ハ、担保品としては、当面、九州・山陽・北海道炭礦の3鉄道会社株式を充用することを日本銀行に要望することとし、大阪側との協議によっては甲武・水戸・両毛の3鉄道会社株式も加えるが、万事は渋沢・安田の両氏にゆだねること。

こうして、渋沢と安田は4月14日に大阪へ向けて出発したが、その前日、同じく藏相の要請に応じて三井銀行副長の西邑虎四郎も大阪に赴いた。これら東京の銀行家来阪のことが大阪に伝わるや、大阪側銀行も「予て東京の決議の次第を知り、特に渋沢、^[マヤ]西村等の諸氏は兼てより金融逼迫に処する手段は成るべく自然の成り行きに任かするに如かずとの説なりと云事をも知」ったので、東京の銀行家が大阪に来る前の4月12日か13日に、藏相に対しその要望書を提出したといわれている。⁽⁵⁾ 一説によれば、⁽⁶⁾ 大阪同盟銀行委員7名が松方藏相を訪れ、金融逼迫の救済につき意見を開陳したのは4月12日のこととされているが、九州・山陽・北海道炭礦各鉄道会社株式を日本銀行抵当品とするだけでは十分でないこと、担保品の範囲の大幅拡張か、もしくは大阪同盟銀行に対し大蔵省の低利資金500万円を貸し付けることを要望したといわれている。⁽⁷⁾

⁽⁸⁾ 当時の新聞報道によると、大阪同盟銀行が500万円と金額を定めて要請したのは全く理由がなかったわけではなかった。東京の銀行の資本金総額は2000万円余りであったのに対し、大阪のそれはわずかの500万円にすぎず、もし東京側の決議のように3、4種の鉄道株式のみを日本銀行抵当品とすることになれば、東京の借入れ要請額は200万円であるので、大阪は50万円を借り入れられるだけにな

るが、「之を内に顧れば、大坂は東京に比して却て他数の会社起り、金融逼迫の度東京よりは甚しきにより、即ち特別の取扱を受^{〔ママ〕}ける必要があったからである。しかし、「日本銀行は銀行の銀行にして一般の銀行と同じからざるに、諸会社の株券を残らず抵当に取るとありては大に日本銀行の精神に反すべし、又五百万円の額を限りて貸出す事も到底出来ぬ相談なればとて」、藏相は再度の協議を命じたと報じられている。

一方、東京から呼び寄せられた渋沢・安田・西邑の3名は、4月15日、川田本行総裁と協議したものの結論を得るに至らなかった。⁽⁹⁾このため、翌16日の午後、松方藏相と会談したが、藏相の要請により大阪同盟銀行と協議することになり、同日夕刻、大阪同盟銀行の田中市兵衛・松本重太郎・大三輪長兵衛・岡橋治助・西田永助・熊谷達太郎・金沢仁兵衛の7名と同盟銀行集会所において会合した。しかし、東京の銀行は株式担保貸出が比較的少なかったのに対し、大阪では担保の過半は株式であったので、両地の金融逼迫度は著しく異なり、金融の梗塞は大阪のほうがはるかに甚だしかったため、「其救治上に於ける感情も自然異ならざるを得ざる」ものがあり、協議は容易にまとまらなかった。議論の末、大阪側も次第に譲歩し、東京側の提唱する九州・山陽・北海道炭礦など確実な鉄道会社株式を根抵当とする借り入れ案に同意するに至った。

翌日の4月17日午前、上記の東京側3名と大阪側7名のほか横浜の原(六郎か)も加わり、川田総裁とともに松方藏相を訪れ、「前夜打合せの模様を報じ、且つ東西銀行困難の状況及び其の状況に対する希望を具申し、大臣よりも諮問ありて問答数刻午後一時に至り漸く協議済」になった。しかし、「本件に関する其筋の所置は事体頗重要にして、咄嗟の間に決すべき事ならねば、大臣も一己の心のみにては決し兼れば、追て沙汰に及ぶべし」ということで終わったようである。⁽¹⁰⁾

もっとも、「詳細の儀は川田日本銀行総裁と打合せて表向き総裁宛にて書面を差出すべし」との藏相の発言があったので、大阪同盟銀行は4月17日夜川田総裁と協議を重ね、次のことを申し入れた。日本銀行の認めている貸付抵当品は古金銀、諸公債証書、政府発行の手形、その他政府の保証にかかる各種証券のほかは、その範囲は非常に狭く、銀行・会社の株式で現在貸付の抵当品として採用さ

7. 担保品付手形割引制度の創設

れているものは、第十五国立銀行と横浜正金銀行の両銀行および日本鉄道・日本郵船・海上保険の3会社株式にとどまり、「広く金融の便利を全ふする能ざるを以て、此際我同盟銀行に一層の信認を与へられ、凡金五百万円を目途とし当座貸越御許容被成下度、尤も右貸越金に対しては同盟銀行協議の上確実堅固なる諸会社銀行を選出し、更に御行の御認承を得たるもの担保品として相納め候様可仕」⁽¹¹⁾と。

しかし、川田総裁は「其額を定めて貸出を受合ふ事は六ヶ敷」いとした。再度懇意したものの総裁は「遂に動かず」、やむなく大阪同盟銀行はもう一度松方蔵相に陳情することにし、4月18日、同盟銀行代表として大三輪と田中が京都滞在中の蔵相を訪問したといわれる。⁽¹²⁾しかし、これと若干異なる報道もあった。すなわち、4月17日に川田総裁を中心として最後の協議を行った際、「総裁は五百万円云々の相談に対し、断然否決の答をなせしが、終に東京銀行者の提出に係る、確実堅固なる相当の根抵当を預け、之に依りて一層貸金の区域を拡め、即ち当座貸越しの法にて時々入用の時引出す代りに相当の担保品を預け置くべしとの意見に決し」たので、松方蔵相の裁許を得るため、直ちに代表を選んで京都滞在中の蔵相に書面を提出したといわれている。⁽¹³⁾

以上は主として当時の新聞・雑誌の報道によるものであって、それを裏付ける本行資料はない。しかし、大蔵省の「銀行営業報告」も、東西両同盟銀行の意見調整の結果「東京同盟銀行の議に決し、其担保品は日本鉄道会社以下十会社の株券と定め、其要求書を日本銀行総裁に呈」⁽¹⁴⁾したと記している。ただし、具体的な借入れ方法は定かでなく、前記のとおり、もし当座貸越による融資を要望していたとすると、次項で述べるように、実際には担保品付手形割引による方式が主体になったので、最終決定に至るまでにはなお若干の曲折を要したものと推測される。

担保品付手形割引制度の創設

明治23年恐慌時に、上述のように金融逼迫救済の強い要請に接した川田本行総裁は、後に（明治24年2月の本行株主総会において）以下のとおり述べている。

「理財の要衝」に当たる中央銀行総裁として、その救済に努力すべきことはいうまでもなかったが、「漫りに本分を超へ成規に違ひ、却て本行の長計を誤まるが如きことあるは、極めて戒慎すべき」ことであるので、「凝思焦慮」ほとんど寝食を安んじなかつた。しかし、「其原因の如何に拘はらず一般窮困の状默視すべきに非ず、之を救ふの任に當るべき国家財政の機関たるものは、目下独り本行あるのみなる」を思い、また「金融逼迫と唱道するものは、其實流通貨幣の不足したるに非ずして、単に株券価格の変動に因て信用の程度非常に減縮し、為めに金融の道疎通するを得ざりし」ことによるものと考え、やむをえず本行の貸出担保品の範囲を拡張し、「信用ある会社株券の内数十種を担保品として手形割引の道を開き、以て市上信用の度を進め金融の便を与へ、一時の急を救はんことを案出⁽¹⁵⁾し」た、と。

すなわち、明治23年5月8日、本行は川田総裁の名をもって松方藏相に対し、⁽¹⁶⁾次のような「株券担保付手形割引開始ノ議」を上申した。

株券低落金融必迫の場合に於て、若し株式銀行興業銀行等の設け有之候へば、必ずや円滑の調和を得べき義に可有之候へども、我邦未だ右等の創設無之、經濟の機関具備せざるに因り、四方皆来て本行に迫り候は亦已むを得ざるの情勢に候。抑商業上より生じたるの困難を救治するは當銀行の本分に候得共、今回の如く株式より生じたる困難に至ては、若し単に理論上より之を見れば毫も本行の責任に無之と被存候。乍併、其原因の何れよりせしに拘はらず一般窮困の有様默視すべきに非ず、之を救ふの任に當るべき国家財政の機関たるものは目下独り本行あるのみなるを以て、此時に当りては徒に本分を守るを以て足れりとせず、更に一步を進め之れが救済の方案を立てざるを得ざる場合に差迫り候に付、當分別紙記載の株券を担保品として割引を拡張し、且つ之れを根抵当として信用ある各銀行に対し応分の貸越を許るし、以て融通の区域を広め度候。

この上申は即日「時機不得止義に付申出の通許可」されたので、5月15日、本行は担保品付手形割引手続を定め、20日から同割引取引を開始したが、この手続⁽¹⁷⁾は次のように規定している。

イ、為替手形、約束手形であつて担保品を要するものは、すべて公債証書もしくは下記の諸株券を徵求して割引を行う。ただし、担保品の価格は時々定めると

ころによる。

諸公債証書	日本郵船株	海上保険株	九州鉄道株
山陽鉄道株	炭礦鉄道株	水戸鉄道株	両毛鉄道株
甲武鉄道株	日本鉄道株	同第二募集株	同第三募集株
関西鉄道株	阪堺鉄道株	大阪鉄道株	讃岐鉄道株

ロ、担保品付手形の振出人・名あて人は銀行・会社・個人のいずれであってもよいが、割引依頼人は原則として銀行もしくは会社とする。

ハ、若干の担保品をあらかじめ預け置き、その担保価格の限度に達するまで漸次手形割引を行うこともある。

手形割引担保品として認められた株式の銘柄は、日本郵船・海上保険のほかはすべて鉄道株（11社）であったが、その理由について川田総裁は、當時「下落せし諸株券中に就て、鉄道株券は最も重要な者なれば、先つ之を救済するは国家経済の為めに極て必要なるを信じ、遂に之を担保品に加へ」たと語っている。⁽¹⁸⁾また、当時、割引・貸付事務を扱っていた営業局第1課の筆頭書記（現在の課長に該当）であった山本達雄も、後に以下のように述べている。⁽¹⁹⁾

日本銀行の性質より考ふるときは、唯確實とか信用とか云ふことのみを以て之を担保に組入れる訳にも参らぬ事情があります。其故は、株券なるものは商業手形と違ひ固定の性質を帯びるものであるから大に撰定を要するもので、第一、該事業の性質如何をも考慮せなければならず、又盛衰浮沈の甚だしきや否やも一考せなければならぬ。然るに鉄道の如きは、其発達如何に依ては商工業万般の事柄に大關係を有し、申さば國家自ら為すべき所の国道である。既に東海道線は国家自から之を布設しましたが、此資本金は民間から募りまして之を中山道公債と称しました。然るに、日本鉄道の如き山陽、九州鉄道の如き、民間に於て布設せし分は鉄道株券と唱へられて居る。蓋しく天下の公道なるも、其持手に依りて或は公債と称し或は株券と唱へるのみで、其性質に相違はありません。而して、公債は担保に取るが鉄道株は取らぬと云ふは實際上聊か不穏當の嫌がある。且、其事業は營利の中にも國家的性質を含んで最も盛衰浮沈の少ないものである。

手形割引の担保品として鉄道株を採用する過程で、本行が鉄道の有する国家経済的意義または国家的性質を強く意識したことは、上記の証言で明らかである

う。しかし、これに先立つ明治20年3月18日に松方蔵相が提出した「九州鉄道特別保護ニ関スル意見書」⁽²⁰⁾も見逃すことができない。これによれば松方蔵相は、鉄道は「平時に於ては物産運輸の利便を開き、以て農工商の三業を活潑ならしめ」、「戦時に於ては軍隊行進の神速を助け、以て力機先制の勢を為さしむ」るものであって、平時はもちろん戦時においても「必要不可欠」と考えていた。特に青森から九州に及ぶ「中央貫通の幹線」は、直接的収益の有無にかかわらず「巨多の公債を募集し、若干の利子を払ふも政府自から布設すべきの事業」であることを強調していた。したがって、本行手形割引の担保品として鉄道株が浮上してきた背後に、軍事的効用も備えた鉄道の建設促進という配慮が働いていなかったとは言い切れないと思われる。

手形割引の担保品に関する連絡で付け加えておけば、明治25年11月22日、本行は大阪商船株式ならびに日本鉄道・大阪鉄道・山陽鉄道・日本郵船の各社債も担保品として取り扱う件につき、大蔵大臣の認可を得た。実際の運用を見ると、そのほか横浜正金株式、北海道炭礦鉄道社債および東京市・大阪市・京都市の各地方債も手形割引の担保品として受け入れている。

手形割引担保品の価格は、その払込み金額、市場価格および当該銀行・会社の収益状況を勘案して毎月1回これを決定し、大蔵大臣の認可を得ることになっていたが、明治30年6月14日に担保品付手形割引制度が廃止されるまでの間に、担保品価格は7回変更された（表7-1）。

担保品付手形の割引歩合は、制度発足当初は当所商業手形割引歩合（当時、日歩1錢9厘、23年6月14日に1錢7厘へ引下げ）と同一に定められたが、23年10月20日（大阪支店は21日）に公定歩合を引き上げた際、貸付金利子歩合（引上げ後、日歩1錢9厘）と同一水準まで引き上げられた。その理由は明らかでないが、担保品付手形割引はあくまでも一時的な便宜手段であったからであろう。しかし、「担保品附手形割引の便を開かれし以来、貸付抵当品漸次手形の担保品に転換」⁽²¹⁾する傾向があったとすると、貸付も担保品付手形割引も実質的には変わらなくなってきたという事情を考慮した措置とも考えられる。もっとも、後述のように、明治25年から26年にかけての金融緩慢化を背景に相次ぐ公定歩合の引下げ

7. 担保品付手形割引制度の創設

表 7-1 日本銀行担保品価格の推移
(単位:円)

認可日 (明治・年月日)	23.5.8	23.6.13	23.8.14	23.12.3	24.5.11	24.6.20	24.9.28	25.11.22	払込額	時価
日本鉄道株	70	同	"	"	同	"	"	同	80	50
同第2回募集株	65	"	"	"	"	"	"	同	"	92.5
同第3回募集株	60	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日本郵船株	60	"	"	"	"	"	"	"	"	"
海上保険株	100	"	"	"	"	130	150	200	100	250
九州鉄道株	17	20	"	24	28	30	32	同	21	27
山陽鉄道株	15	同	16	同	18	20	同	同	同	24.7
同新株	7	8	"	"	同	同	"	"	45	50
炭礦鐵道株	12	同	18	24	"	32	39	同	同	56.4
水戸鉄道株	30	32	同	35	"	同	同	同	45	50
両毛鉄道株	30	35	"	同	"	"	"	"	60	45
甲武鉄道株	35	同	"	40	"	"	"	"	45	54.0
関西鉄道株	20	22	"	25	"	"	"	30	35	47
阪堺鉄道株	100	同	"	同	"	120	125	80*	50	72.0
大阪鉄道株	30	35	"	"	"	38	40	50	50	40.5
讃岐鉄道株	20	同	"	30	"	25	同	30	50	64.4
大阪商船株								32	50	37.0
										40.0

(注) 1. 「同」は変更のなかったことを示す。

2. *印は原資料のままを示す(改定前価格は62円50銭となっており、それ以前と連続しない)。

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第4巻、大蔵省印刷局、昭和33年、1420～1421ページ。

がはかられた際、貸付金利子歩合は当所商業手形割引歩合と同水準まで引き下げられたので、26年5月31日から27年7月25日までの間、担保品付手形割引歩合も当所商業手形割引歩合と同一になった。

当座貸越手続の改正

明治23年5月8日の本行上申書「株券担保付手形割引開始ノ議」には、先に掲げた特定株式を「根抵当として信用ある各銀行に対し応分の貸越を許る」と記されているが、本行は担保品付手形割引手続の制定に統いて、5月16日に当座貸越手続に改正を加えた。

従来は、本行に当座預金を預入した者が小切手を用いて当座預金残高を超過する金額を引き出した時は、これを当座勘定貸として取り扱ってきたが、5月16日をもってこの取扱いを廃止し、「爾後当座預金の残高に超過する金額は、当座預金を為したる者に対し新に貸付の手続を為し、当座預金に入金せしめたる後にあらざれば之が引出を許さざることとし」⁽²²⁾、6月1日から実施することにした。その趣旨については、「当座預金に附帯せし貸越法の弊害を矯正するの一端」とする⁽²³⁾と説明されているが、新たに定められた当座貸取扱規定によると、取引先銀行はあらかじめ取り決められた当座貸越極度額の全部または一部を利用しようとする場合は、本行の交付する請求書用紙に金額・月日等を記入して提出することにし、本行はこの請求書を受領したときは、直ちにその金額を当該取引先の当座預金に加えることになった。こうした手続によれば、割引や貸付に比べて管理のむずかしい当座貸越について管理が容易となるので、その乱用を防止することができたといえよう。

しかし、翌24年3月2日から、本行は東京手形交換所の交換戻済を取り扱うことになり、その手続を簡便にする必要が生じたため、同年2月末をもって上記の当座貸越取扱い方を廃止し、3月から従来の方法を復活した。したがって、再び取引先銀行は単に小切手を振り出すのみで、貸越極度額まで当座貸越を受けることができるようになった。

担保品付手形割引制度の意義

日本銀行条例第12条は、本行が「不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事」を禁止していた。「抵当」という名称を使用しても、「保証」あるいは「担保」という名称を使用しても、単に条例・定款上の規定の関係からやむをえずそれぞれ名称を異にしただけで、その最終的な効力には相違がないことからいえば、担保品付手形割引が実質上条例違反であったことは否定できない。また、担保品付手形割引が「手形割引の外觀をとつてはいるものの、その中身は融通手形による『貸金』にほかならない」とすれば、本行に対し真正な商業手形の発達奨励、融通手形の弊害是正を強く望んでいた松方蔵相の理念にも反するものであったといわざるをえない。

それにもかかわらず本行がそのような制度を創設し、松方もその創設の過程で重要な掛け合いをもち、政府がこれを認めた背景・理由については既に述べたが、川田総裁の上申書につづられたように、株価低落・金融逼迫の場合において、もし動産抵当専門金融機関があれば「必ずや円滑の調和を得べき」はずであるが、そのような機関がまだ整備されていなかった当時、「本行に於て若し条例定款を墨守し、從来取扱來りし保証品に対する外、特別の融通を与ふること無くんば、全國到る処倒産者を生じ、非常の惨況を見るに至るの恐なきにあらず」と判断されたためであった。⁽²⁴⁾ 大蔵省も営業報告で「是時に當り理財の任に当るもの之が救済の策を講ぜずんば、數年来勃興したる会社は玉石俱に碎けて、我經濟世界は或は秩序を破壊するの不幸に陥ゐ」⁽²⁵⁾ るおそれがあったと記している。

それらは、担保品付手形割引制度の創設が「事實上の救済資金の供給」を意図したものであったことを示唆しているが、それが株式担保という形を取らざるをえなかつたのは、「近代産業の移植が当初から株式会社形態によらねばならぬ」という本来的産業資本の蓄積の脆弱性と、株式会社に集中さるべき社会的資金の層の薄さ、国立銀行を含んだ普通銀行の自己資力以上の資本信用への傾斜とを反映したもの⁽²⁶⁾ であったといえよう。そのことはまた、たとえこの措置が臨機の非常対策として發足したものであっても、いずれ制度として定着し、「資本蓄積の脆弱性・社会的資金の層の薄さ」に起因する、株式担保金融を軸とする市中銀行→

株主→企業という一種の間接金融体制に本制度が組み込まれ、そうした金融体制をむしろ支えるものとして固定化していくことを示唆していた。⁽²⁹⁾

- (1) 「明治二十三年日本銀行営業報告」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編 第10巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収) 61ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 「雨夜譚会談話筆記」(渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第5巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、昭和30年、所収) 210ページ。
- (3) 『銀行通信録』第53号(明治23年4月) 10ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (4) 同上、10~11ページ。
- (5) 明治23年5月9日付『東京日日新聞』。
- (6) 明治23年4月13日付『東京朝日新聞』。
- (7) 明治23年4月15日付『東京日日新聞』。
- (8) 前掲、上掲紙、明治23年5月9日付。
- (9) 上掲紙、明治23年4月17日付。
- (10) 上掲紙、明治23年4月19日付。
- (11) 上掲紙、明治23年4月20日付。
- (12) 同上。
- (13) 『東京経済雑誌』第518号(明治23年4月26日) 541ページ。
- (14) 大蔵省「第十三次銀行営業報告」(明治23年)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、昭和35年、所収) 480ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (15) 前掲「明治二十三年日本銀行営業報告」61ページ。
- (16) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、大正2年、171ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (17) 同上、172~173ページ。
- (18) 『東京経済雑誌』第600号(明治24年11月28日) 800ページ。
- (19) 『銀行通信録』第172号(明治33年3月15日) 452ページ。
- (20) 大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第1巻、改造社、昭和6年、538~540ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (21) 日本銀行保有資料『第十七回半季報告材料書類』(明治23年下期)。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた、以下同じ。
- (22) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、426ページ。
- (23) 前掲『第十六回半季報告材料書類』(明治23年上期)。

- (24) 吉野俊彦『日本銀行史』第2巻、春秋社、昭和51年、332ページ。
- (25) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、170~171ページ。
- (26) 前掲「第十三次銀行営業報告」458ページ。
- (27) 伊牟田敏充『明治期金融構造分析序説』法政大学出版局、昭和51年、34ページ。
- (28) 同上、34ページ。
- (29) 同上、42ページ。

(2) 担保品付手形の割引状況

担保品付手形割引高

後述のように、本行の担保品付手形割引制度は明治30年6月に廃止されることになるが、この制度が創設された明治23年（1890年）から29年までの間における担保品付手形割引高は表7-2のとおりである。23年中の計数については、本制

表7-2 担保品付手形割引高

明治 年	担保品付手形割引高(A)		手形総割引高(B)		A/B(%)	
	枚数	金額(千円)	枚数	金額(千円)	枚数	金額
23	1,892	15,897	33,277	56,983	5.7	27.9
24	3,017	30,318	33,952	56,770	8.9	53.4
25	1,865	23,638	30,114	43,455	6.2	54.4
26	1,963	33,381	32,866	57,856	6.0	57.7
27	3,045	49,776	30,451	93,296	10.0	53.4
28	3,304	62,212	31,822	115,010	10.4	54.1
29	3,120	79,529	39,845	178,546	7.8	44.5
累計	18,206	294,752	232,327	601,916	7.8	49.0

（出所）「日本銀行営業報告」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第10巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収）。

度が緊急の必要に応じて創設された年であるという点と、他方同制度の実施期間は5月下旬以降年末までの約半年間にすぎなかったという両面を考慮して判断する必要があるが、担保品付手形割引の枚数では手形割引（成貨払渡証書および外国為替手形の割引を除く）総枚数の6%と比較的に少なく、また29年まで7年間の累計でも8%弱にすぎなかった。しかし金額ではそのウエートは大きく、23年中は手形割引総金額の28%、7年間の累計では49%（23年を除けば51%）に達し

表 7-3 担保品付手形割引残高

(単位:千円)

明治 年末	担保品付手 形割引残高 (A)	手形割引 総 残 高 (B)	A/B(%)
23	5,856	12,527	46.8
24	6,981	12,120	57.6
25	4,129	6,332	65.2
26	7,900	15,086	52.4
27	7,425	14,868	49.9
28	11,030	26,084	42.3
29	15,813	38,356	41.2
平均	8,448	17,911	47.2

(出所) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』。

表 7-4 割引手形平均金額

(単位:円)

明治 年	担保品付手形 (A)	担保品付以外 の手形(B)	A/B(倍)
23	8,402	1,309	6.4
24	10,049	855	11.8
25	12,675	702	18.1
26	17,005	792	21.5
27	16,347	1,588	10.3
28	18,829	1,851	10.2
29	25,490	2,696	9.5
平均	16,190	1,435	11.3

(出所) 表7-2により算出。

1枚当たり金額が大きかったことを示すものであった(表7-4)。日清戦争中および戦後に当たる、明治27年以降、担保品付以外の割引手形平均金額がそれまでの2倍~3倍に増大した時期でも、担保品付手形の1枚当たり金額はそれ以外の手形の10倍前後に達していた。「手形割引の外観をとっているものの、その中身は融通手形による『貸金』にほかならない」という、先に挙げた指摘はこの辺の事情に根差したものと思われる。

担保品付手形の割引状況を本支店別に見ると(表7-5)、本店・大阪支店・西部支店では手形割引総額の約半分が担保品付であって、その総額中に占める比率には大差ない。各店相互の比較をしてみると(表7-6)、担保品付手形の割引枚

た。各年末の割引残高で見ても(表7-3)、担保品付手形のそれは手形割引総残高の4~6割に及び、23年~29年の各年末平均では47%に達した。担保品付手形割引制度の創設は当時のわが国経済・金融の客観的諸条件を背景とする不可避的な側面をもっていたので、「この方法が恐慌を契機として創始せられながら、恐慌が鎮静したのちにも、これを廃止することができなかった」といわれているが、上記の数字の示すように本行の信用供与手段としてこの期間中重要な役割を果たした。

手形枚数では1割程度を占めるにすぎなかった担保品付手形割引が、手形割引総額の半数近くを占めたのは、いうまでもなく、その

⁽²⁾ 「(2)

7. 担保品付手形割引制度の創設

表 7-5 本支店別担保品付手形割引高

A. 本 店

明治 年	担保品付手形割引高(A)		手 形 総 割 引 高 (B)		A/B(%)	
	枚 数	金額(千円)	枚 数	金額(千円)	枚 数	金 額
23	987	10,414	8,136	30,148	12.1	34.5
24	1,390	17,770	5,374	29,943	25.9	59.3
25	743	12,279	3,597	19,556	20.7	62.8
26	714	18,441	9,223	31,406	7.7	58.7
27	729	18,388	11,988	42,973	6.1	42.8
28	816	24,047	13,183	56,239	6.2	42.8
29	918	40,202	16,936	95,458	5.4	42.1
累 計	6,297	141,541	68,437	305,724	9.2	46.3

B. 大阪支店

23	905	5,483	25,141	26,836	3.6	20.4
24	1,627	12,548	28,578	26,827	5.7	46.8
25	1,122	11,360	26,517	23,898	4.2	47.5
26	1,248	14,925	23,638	26,389	5.3	56.6
27	2,304	31,274	18,356	49,266	12.6	63.5
28	2,346	36,540	18,337	55,761	12.8	65.5
29	1,973	36,050	21,403	72,429	9.2	49.8
累 計	11,525	148,180	161,970	281,406	7.1	52.7

C. 西部支店

26	1	15	5	61	20.0	24.6
27	12	113	107	1,056	11.2	10.7
28	142	1,625	271	2,781	52.4	58.4
29	225	3,197	602	6,651	37.4	48.1
累 計	380	4,950	985	10,548	38.6	46.9

D. 北海道支店

28	0	0	6	76	0.0	0.0
29	1	40	361	2,361	0.3	1.7
累 計	1	40	367	2,437	0.3	1.6

E. 札幌出張所

28	0	0	25	154	0.0	0.0
29	3	40	543	1,648	0.6	2.4
累 計	3	40	568	1,801	0.5	2.2

(出所) 表7-2と同じ。

表 7-6 本支店別担保品付手形割引高の比較

明治・年		本 店	大 阪 支 店	西 部 支 店	北 海 道 支 店	札 幌 出 张 所
枚 数	23	987(52.2)	905(47.8)			
	24	1,390(46.1)	1,627(53.9)			
	25	743(39.8)	1,122(60.2)			
	26	714(36.4)	1,248(63.6)	1(0.1)		
	27	729(23.9)	2,304(75.7)	12(0.4)		
	28	816(24.7)	2,346(71.0)	142(4.3)		
	29	918(29.4)	1,973(63.2)	225(7.2)	1(0.0)	3(0.1)
累計		6,297(34.6)	11,525(63.3)	380(2.1)	1(0.0)	3(0.0)
金 額 (千円)	23	10,414(65.5)	5,483(34.5)			
	24	17,770(58.6)	12,548(41.4)			
	25	12,279(51.9)	11,360(48.1)			
	26	18,441(55.2)	14,925(44.7)	15(0.0)		
	27	18,388(36.9)	31,274(62.8)	113(0.2)		
	28	24,047(38.7)	36,540(58.7)	1,625(2.6)		
	29	40,202(50.5)	36,050(45.3)	3,197(4.0)	40(0.1)	40(0.1)
累計		141,541(48.0)	148,180(50.3)	4,950(1.7)	40(0.0)	40(0.0)

(注) かっこ内は本支店合計に対する比率(%)。

(出所) 表7-2と同じ。

数では大阪支店の取扱高が圧倒的に大きく、明治23年～29年の累計では全店の63%を占め、第2位の本店取扱い枚数の1.8倍に上っている。割引金額では本店(累計で全店の48%)と大阪支店(同50%)とではそれほど違いがなく、年ごと

表 7-7 市中銀行の株式担保貸付残高

(単位:千円)

明治 年 末	東 京	大 阪	そ の 他	合 計	(参 考) 総貸出残高
24	16,599(74.0)	2,036(9.1)	3,786(16.9)	22,421(100.0)	54,592
25	20,956(79.5)	1,976(7.5)	3,421(13.0)	26,353(100.0)	54,942
26	29,205(63.1)	4,737(10.2)	12,344(26.7)	46,286(100.0)	129,097
27	30,127(60.1)	5,907(11.8)	14,097(28.1)	50,131(100.0)	145,330
28	37,510(56.1)	9,626(14.4)	19,772(29.6)	66,908(100.0)	181,063
29	62,398(56.5)	12,895(11.7)	35,177(31.8)	110,470(100.0)	262,920

(注) 1. 明治24年末と25年末は、国立銀行株式担保貸付金残高で当座貸越を含まない。

2. 明治26年末以降は、国立銀行と普通銀行の株式担保貸付金残高で当座貸越を含む。

3. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 星野眷夫「日本資本主義確立過程における株式担保金融」(逆井孝仁・保志恂・関口尚志・石井寛治編『日本資本主義・展開と論理』東京大学出版会、昭和53年、所収) 73～74ページの第3表・第5表(原資料は大蔵省『銀行営業報告』)。

7. 担保品付手形割引制度の創設

にみると、23年～26年および29年中は本店割引金額のほうが大阪支店のそれを上回っているが、東京、大阪両地の市中銀行の株式担保貸付金額（表7-7）との対比からいえば、大阪のほうが本行の担保品付手形割引制度を大いに利用しており、この点は担保品付手形割引制度創設の経緯からみて当然のことといえよう。

ちなみに、本支店別の担保品付手形割引年末残高によると（表7-8）、大阪支店の同残高は明治29年末を除き同支店の手形割引総残高の6割前後に達しており、本店と対比すれば、大阪支店のほうが担保品付手形割引残高の比率がかなり高く、その絶対金額も24年末と29年末を除き本店より大きかった。

表 7-8 本支店別担保品付手形割引残高
(単位:千円)

明治 年末	本 店			大 阪 支 店		
	担保品付手形 割引残高(A)	手 形 割 引 総 残 高(B)	A/B (%)	担保品付手形 割引残高(A)	手 形 割 引 総 残 高(B)	A/B (%)
24	3,687	6,698	55.1	3,294	5,423	60.7
25	1,685	2,596	64.9	2,445	3,736	65.4
26	3,694	8,368	44.1	4,191	6,668	62.9
27	2,896	7,767	37.3	4,487	6,729	66.7
28	5,096	14,636	34.8	5,612	10,523	53.3
29	9,831	23,855	41.2	4,987	11,573	43.1
平均	4,481	10,653	42.1	4,169	7,442	56.0

明治 年末	西 部 支 店			北 海 道 支 店		
	担保品付手形 割引残高(A)	手 形 割 引 総 残 高(B)	A/B (%)	担保品付手形 割引残高(A)	手 形 割 引 総 残 高(B)	A/B (%)
26	15	51	29.4			
27	42	372	11.3			
28	322	743	43.3	0	73	0.0
29	955	1,705	56.0	40	1,222	3.3
平均	334	718	46.5	20	648	3.1

(注) 1. 札幌出張所については、明治28年末・29年末とも担保品付手形割引残高なし。

2. 明治23年末の計数は利用不可能。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

以上のように、本行の手形割引のなかで担保品付手形割引の比重がかなり高かったことは、それだけ商業金融の中核たるべしという当初の本行創立理念から掛け離れたことを意味する。明治25年11月22日に、担保品付手形割引制度は「去二十三年中金融必迫の際一時権宜の処分に出たるものに付、金融の平準に復したる上

は該担保品の制は漸次廃止の義と心得、見込相立上申すべし」という大蔵大臣の指令があったのももっともと思われるが、その後も担保品付手形割引の頗著な減少は見られず、かえって増加した。これは、基本的には、先に述べた一種の間接金融体制に発する市中銀行の本行借入れ依存が改まらなかったからであるが、次の要因も見落としてはなるまい。

その一つは、担保品付手形割引を開始して以来、定期貸（貸付金）が漸次これに移行する傾向のあったことである。⁽⁴⁾ 明治22年～29年中の年間定期貸高の推移を見ると（表7-9）、明治22年の5845万円をピークとして25年まで急速に減少した（25年の定期貸高は22年比66.5%の大幅縮小）後、再び増勢に転じたが、手形割引高との対比では、22年に手形割引高の2倍の水準にあったものが、翌23年に激落して逆にこれを下回り、その後この期間を通じて一度も手形割引高を上回ることがなかった。対民間貸出高中に占める定期貸の比率は29年には20.5%と、22年のそれ（53.3%）に比べて半分以下にすぎなくなった。このような定期貸の比重低下は担保品付手形割引を中心とする手形割引の伸長のほか、当座貸越の著増によるところが大きかったことも否定できない。これは、一つには、当座貸越取引先数の増大（22年末51→29年末114）と同貸越極度額の拡張（同146万円→1110万円）によるものであったが、「金融の繁忙に依ること勿論なれども、亦信用取

表7-9 本行対民間貸出高

(単位：千円)

明治・年	定期貸	手形割引	担保品付	当座貸越	合計
22	58,450(53.3)	28,486(26.0)	— (—)	22,787(20.7)	109,723
23	43,900(34.7)	56,983(45.0)	15,897(12.6)	25,682(20.3)	126,565
24	36,940(24.2)	56,770(37.2)	30,318(19.9)	58,967(38.7)	152,677
25	19,574(14.0)	43,455(31.2)	23,638(17.0)	76,380(54.8)	139,409
26	22,594(14.3)	57,856(36.7)	33,381(21.1)	77,432(49.0)	157,882
27	39,276(15.9)	93,296(37.8)	49,776(20.2)	113,963(46.2)	246,535
28	93,498(26.3)	115,010(32.4)	62,212(17.5)	146,963(41.3)	355,471
29	110,013(20.5)	178,546(33.3)	79,529(14.8)	248,254(46.3)	536,813
23～29年累計	365,793(21.3)	601,916(35.1)	294,752(17.2)	747,642(43.6)	1,715,351

(注) 1. 「手形割引」には成貨払渡証書および外國為替手形の割引を含まない。

2. かっこ内は「合計」に対する比率(%)。

(出所) 前掲「日本銀行営業報告」。

7. 担保品付手形割引制度の創設

引の発達に伴なひ融通の円滑なりしに由る」と説明されている。⁽⁵⁾

もっとも、当座貸越はその性格上貸出期間が短かった（1か月前後）ので、残高ベースで本行対民間貸出の構成を見ると（表7-10）、当座貸越の比重は各年末

表7-10 本行対民間貸出残高

(単位：千円)

明治・年末	定期貸	手形割引	担保品付	当座貸越	合計
22	16,390(73.1)	5,363(23.9)	—(—)	682(3.0)	22,435
23	13,540(47.8)	12,527(44.2)	5,856(20.7)	2,284(8.1)	28,351
24	8,238(34.5)	12,120(50.8)	6,981(29.3)	3,510(14.7)	23,868
25	4,397(29.7)	6,332(42.8)	4,129(27.9)	4,064(27.5)	14,793
26	7,510(29.9)	15,086(60.0)	7,900(31.4)	2,550(10.1)	25,146
27	10,600(33.7)	14,868(47.3)	7,425(23.6)	5,965(19.0)	31,433
28	24,933(45.0)	26,084(47.1)	11,030(19.9)	4,395(7.9)	55,412
29	34,551(43.4)	38,356(48.2)	15,813(19.9)	6,734(8.5)	79,641
23~29年 平均	14,824(40.1)	17,911(48.5)	8,448(22.9)	4,215(11.4)	36,950

(注) 表7-9と同じ。

(出所) 手形割引残高（明治22年末を除く）および担保品付手形割引残高は表7-3による。その他は「日本銀行半季報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻、昭和31年、所収）による。

平均で11%程度にとどまり、定期貸のそれは年間貸出額で見た場合よりもはるかに高いが、手形割引残高と対比すると、明治22年末に手形割引残高の3倍近くにまで達していた定期貸残高の比重はその後低下し、24年末以降29年末まで継続して手形割引に首位の座を譲っている。

このような手形割引の比重上昇には、担保品付手形割引の開始に伴う定期貸の減少がある程度響いているが、定期貸抵当品のうち株式が減少し、公債が9割以上を占めるようになったことは、定期貸から担保品付手形割引への移行をある程度物語っているといえよう（表7-11）。

表7-11 本店・大阪支店定期貸抵当品在高

(単位：千円)

明治・年末	公 債	株 式	社 債	その 他	合 計
21	9,083(71.2)	2,992(23.4)		689(5.4)	12,764
23	11,510(78.8)	3,097(21.2)		5(0.0)	14,611
25	4,189(91.5)	390(8.5)			4,580
27	10,878(90.2)	1,185(9.8)			12,064
29	33,960(91.7)	2,967(8.0)	126(0.3)		37,052

(注) かっこ内は「合計」に対する比率(%)。

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

担保品付手形割引が容易に減少しなかったもう一つの要因として、「日本銀行は手形の性質を鑑別し、不良手形は一切之を擯斥し、或は相当の担保品を要求し、苟くも割引を許さざるにより融通手形は漸く担保品付手形に変するの傾むき多」⁽⁶⁾ かったことを指摘できよう。明治22年～29年中の手形割引拒絶率を見ると（表7-12）、手形枚数では24年、25年を除き割引依頼枚数の2割を超え、29年には3分の1にも達している。本行が割引手形を厳選していたことがうかがわれるが、明治23年～29年中の平均で本支店別にみると、大阪支店の手形割引拒絶率は枚数で26.8%、金額で11.3%に達し、本店におけるそれ（10.7%、2.8%）に比べて著しく高かった。大阪支店の担保品付手形割引が相対的に多かった理由の一つは、ここにあったと思われる。

表7-12 手形割引拒絶率

明治 年	割引依頼高(A)		拒絶高(B)		B/A(%)	
	枚数	金額(千円)	枚数	金額(千円)	枚数	金額
22	23,351	28,837	4,791	8,728	20.5	30.3
23	41,669	70,187	8,392	13,203	20.1	18.8
24	39,315	62,182	5,363	5,413	13.6	8.7
25	35,229	46,289	5,115	2,835	14.5	6.1
26	41,111	61,341	8,250	3,545	20.1	5.8
27	41,709	101,780	11,365	9,541	27.3	9.4
28	43,012	122,691	11,492	10,691	26.7	8.7
29	58,288	191,387	19,406	21,852	33.3	11.4

（出所）前掲「日本銀行営業報告」。

また、株式を保証品とする手形割引も担保品付手形割引に転化していくと推測される。たとえば、本店の手形割引保証品在高中株式は、明治23年末には27銘柄・9309株・41万円余あったが、27年末には4銘柄・413株・2万円弱に減少し、29年末には本店・大阪支店とも、手形割引の保証品は商品・古金銀等のみとなり、株式は姿を消した。

定期貸抵当品における株式の比重の大幅低下、手形割引保証品における株式の消滅は、いわば抵当品・保証品の正常化進展を示すものであって、担保品付手形割引の開始とともに、本行の株式担保金融とのかかわりは担保品付手形割引に絞られていったといえよう（表7-13）。このことは、それだけ担保品付手形割引の

7. 担保品付手形割引制度の創設

廃止がむずかしくなったことを意味するが、観点を変えると、それを処理しさえすれば株式担保貸出から脱却できたとも解せよう。

表 7-13 本行との取引における株式利用状況

取引名	明治22年末		明治29年末	
	株数	金額(千円)	株数	金額(千円)
手形割引担保			359,214(88.0)	14,653(83.0)
手形割引保証	18,259(24.2)	791(12.7)		
定期貸抵当	55,241(73.3)	5,145(82.4)	47,502(11.6)	2,912(16.5)
別口貸付担保	1,184(1.6)	231(3.7)		
当座貸越根抵当	440(0.6)	61(1.0)	100(0.0)	5(0.0)
内国為替根抵当			1,190(0.3)	53(0.3)
金庫事務取扱保証	200(0.3)	18(0.3)	348(0.1)	21(0.1)
公債事務取扱保証			10(0.0)	1(0.0)
合計	75,324(100.0)	6,245(100.0)	408,364(100.0)	17,645(100.0)
手形割引担保を除く	75,324(100.0)	6,245(100.0)	49,150(12.0)	2,992(17.0)

(注) 1. 明治22年末の金額は見積価格、29年末の金額は払込金額(一部推計)。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

手形割引担保品の内容

担保品付手形割引の担保品は、同制度創設の経緯から容易に想像されるように、株式がほとんどを占めていた。表7-14にみられるとおり、制度創設初期の明治24年末と25年末には手形割引担保品在高の98%は株式であり、23年末～29年

表 7-14 担保品付手形割引の担保品年末在高 (単位:千円)

明治・年末	公債	株式	社債	地方債	計
23	439(6.5)	6,301(93.5)			6,740
24	199(2.4)	8,131(97.6)			8,331
25	100(2.0)	4,825(98.0)			4,925
26	407(4.5)	8,499(93.0)	220(2.4)	18(0.2)	9,144
27	580(6.7)	7,799(90.5)	213(2.5)	22(0.3)	8,614
28	1,580(13.6)	9,542(82.2)	481(4.1)	4(0.0)	11,609
29	1,375(8.3)	14,653(88.5)	458(2.8)	67(0.4)	16,552

(注) 1. 株式は払込額、その他は額面金額。

2. かっこ内は「計」に対する比率(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

表 7-15 担保品付手形割引の担保株式の内訳

銘柄	株数	払込金額(千円)
日本鉄道株	10,366(4.6)	510(6.0)
阪堺鉄道株	2,271(1.0)	125(1.5)
山陽鉄道株	64,512(28.4)	1,688(19.8)
甲武鉄道株	4,230(1.9)	202(2.4)
関西鉄道株	15,754(6.9)	745(8.7)
九州鉄道株	39,047(17.2)	1,453(17.0)
両毛鉄道株	3,405(1.5)	171(2.0)
水戸鉄道株	2,218(1.0)	100(1.2)
北海道炭礦鉄道株	33,451(14.7)	1,481(17.4)
讃岐鉄道株	1,750(0.8)	88(1.0)
大阪鉄道株	12,161(5.4)	607(7.1)
日本郵船株	14,512(6.4)	725(8.5)
大阪商船株	23,277(10.2)	619(7.3)
海上保険株	128(0.1)	13(0.2)
横浜正金銀行株	144(0.1)	11(0.1)
合計	227,226(100.0)	8,536(100.0)

(注) 1. 明治23~29年の各年末担保品在高の平均。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

末の平均でも株式の占める割合は92%に達している。しかし、26年以降債券の占める割合が再び増加し、28年末と29年末の株式の比重が80%台に落ちていることは注目されよう。

手形割引の担保品としていかなる銘柄の株式が、どのくらい用いられていたかについてみると(表7-15)、明治23年~29年の各年末担保株式在高の平均株数でいえば、山陽鉄道株⁽⁷⁾(28.4%)が最も多く、九州鉄道株(17.2%)と北海道炭礦鉄道株

(14.7%)がこれに次ぎ、この3銘柄で全体の60.3%と過半を占めている。上記3銘柄に続く大阪商船株と関西鉄道株を加えた5銘柄では、全体の77.4%に及ぶが、他方鉄道株11銘柄のみを取ってみると全体の83.2%を占めている。また担保株式の払込み金額で見ると、順位は株数の場合と若干異なるが、山陽鉄道株・北海道炭礦鉄道株・九州鉄道株の上位3銘柄で全体の54.2%を占め、これに関西鉄道株・日本郵船株を加えた5銘柄では71.4%に上っている。

これを本支店別に見ると、本店では北海道炭礦鉄道株(本店扱い分の32.8%)・九州鉄道株・日本郵船株・山陽鉄道株・日本鉄道株が多く(5銘柄で82.8%)、大阪支店では山陽鉄道株(同店扱い分の40.3%)・大阪商船株・九州鉄道株・大阪鉄道株・関西鉄道株が多かった(5銘柄で92.3%)。また、西部支店では九州鉄道株が圧倒的に多く(同店扱い分の74.0%)、これに山陽鉄道株を加えた2銘柄でほとんど全部(97.4%)を占めていた。

このような担保株式の内容と、①九州鉄道株・北海道炭礦鉄道株・日本鉄道株・山陽鉄道株などの鉄道株は、三井銀行の有価証券保有の中心となっていたこ

⁽⁸⁾ と、②安田善次郎が日本鉄道をはじめ両毛・水戸・甲武各鉄道の設立に参画し、
安田銀行と第三國立銀行が日本郵船社債に投資していたこと、③第十五國立銀行
⁽⁹⁾ が日本鉄道の大株主であったこと、などを考え併せると、担保品付手形割引の
⁽¹⁰⁾ 果たした役割がある程度推測されよう。
⁽¹¹⁾

反面、担保品付手形割引が一種の間接金融体制に組み込まれたといつても、その意義を過大評価してはならないといわれている。⁽¹²⁾ たとえば、明治26年～29年中の各年末における各種銀行（横浜正金銀行・国立銀行・普通銀行・貯蓄銀行）の株式担保貸付残高に対する、本行の株式担保貸出（担保品付手形割引が中心）の比率は15%前後にとどまっていた。「株式担保金融の意義は、資本市場への資金の供給と同時に、社会的資金の集中に方向性を与えたことにあるだろう。特に日本銀行の株式担保金融の場合にそう言えよう」と指摘されているのはそのためである。⁽¹³⁾

- (1) 加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会、昭和32年、160ページ。
- (2) 前掲『日本銀行史』第2巻、332ページ。
- (3) 「松尾臣善関係文書」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、所収）1420ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (4) 「明治二十四年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）100ページ。
- (5) 「明治二十七年日本銀行営業報告」（同上）200ページ。
- (6) 大蔵省『第十四次銀行営業報告』（明治24年）印刷局、明治26年、130ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (7) 各年末の銘柄別株式在高は、武藤正明「株式担保の日本銀行手形割引制度の実情」（日本証券経済研究所『証券研究』第64巻、昭和56年7月、所収）210～211ページの表10を参照。
- (8) 大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上巻、東京大学出版会、昭和50年、第2章「金融構造」（石井寛治）109ページ。
- (9) 「安田保善社とその関係事業史」編修委員会『安田保善社とその関係事業史』昭和49年、143～148ページおよび157ページ。
- (10) 戸原四郎「第十五國立銀行」（加藤俊彦・大内力編『國立銀行の研究』勁草書房、昭和38年、所収）160～163ページ。
- (11) 前掲『日本産業革命の研究』上巻、109ページ。
- (12) 星野督夫「日本資本主義確立過程における株式担保金融」（逆井孝仁・保志恂・関口尚志・石井寛治編『日本資本主義・展開と論理』東京大学出版会、昭和53年、所収）78ページ。

ジ。

(13) 上掲論文、78~79ページ。

(3) 23年恐慌後の政策運営

正貨準備の減少

明治23年（1890年）5月20日から担保品付手形割引が開始されたのと相前後して、既述のように、同月17日には兌換銀行券条例が改正され、保証発行限度が7000万円から8500万円に拡張されたが、これらの措置によって23年恐慌の深化は回避され、本行（本店）も6月14日に公定歩合を引き下げるほどの情勢となった（当所商業手形割引歩合歩1銭9厘→1銭7厘）。金融逼迫の救済を求める声があれほど強かったにもかかわらず、「金融救済策は其の実行の名のみにして既に逼迫の勢を止め、間もなくして引緩の実を見るに至りたれば、所謂逼迫なるものも其の実通貨の欠乏にあらずして、資本家の恐怖に出でたるかの感なきにあらず」と、本行「統計年報」⁽¹⁾は述べている。

もっとも、その翌月に当たる23年7月14日のアメリカにおけるシャーマン銀買上法（Sherman Silver Purchase Act）成立を契機とする銀価高騰に伴う外国為替相場の上昇と、1890年（明治23年）世界恐慌の影響で生糸輸出が著しく停滞し、横浜港における輸出生糸の滞貨は一時3万梱を超えたといわれた。このため、「本行は此際貿易市場に於ける金融の逼迫を救済せんが為め、勉めて此等貿易品に対し資金の融通を図」⁽²⁾った。したがって、23年末の本行貸出（外国為替手形の割引を含む）は3739万円に達し、前年末比28.8%増となった。

このような本行貸出により、生糸輸出の停滞に伴う打撃は緩和されたと思われるが、輸出の減少は貿易収支の逆調をもたらす大きな要因となり、23年中の正貨流出超高は1258万円の多額に上った（前年は898万円の流入超）。本行正貨準備高も同年中に1278万円（22.1%）減少し、銀行券発行高の増大とあいまって正貨準備率は22年末の72.6%から23年末には43.4%へと大幅に低下した。兌換制度の維持について懸念されるに至ったのは当然であろう。

川田本行総裁は次のように述懐している。明治23年末の本行正貨準備高4462万円の内訳を見ると、銀貨準備は1955万円と正貨準備の44%を占めるにすぎなかつた。「本邦兌換制度の創始日尚ほ浅く、其の信用の程度那れの辺に在るか」疑問であったので、正貨準備の大幅減少から「世人一朝疑懼の念を生じ、交換引出の急を告ぐるが如きことありとすれば」、この程度の銀貨準備では必ずしも安心できなかつた。金地金を主体とする2499万円の金準備も、銀地金と交換して銀貨に鑄造し、兌換の用に供することができるようになるのには数か月を要したので、「其の間如何なる支障を来すべきか實に測るべからざる」ものがあつた、⁽⁴⁾と。

これに加えて、折からの銀価高騰のため、金準備を売却すれば多額の差損を免れなかつた。23年8月ごろの銀価格（金貨1円につき銀1円30銭）によると、その差損は480万円余に上るといわれていたので、事實上、金準備の売却も至難の業であった。したがつて、「一時救済策を施したるの余勢として貸出過多の傾向」⁽⁵⁾にあったのを是正し、兌換銀行券の回収を図らざるをえなかつた。

明治24年2月、本行は「余分の貸出を止むるのみならず、從来貸附の分も少しく回収するの方向を取」⁽⁶⁾った。また、市中金利の水準に比べて公定歩合が低過ぎた嫌いがあり、「金員融通上妙用を欠く所あるを以て、少しく其割合を引上げ、以て其權衡の宜しきを得せしめ、金融市上の整理を計る」ため、3月2日、本行本店は公定歩合を日歩2厘引き上げた（当座貸越利子は既に23年12月25日に日歩1厘引き上げていたので、3月2日には日歩1厘の引上げにとどめた）。

この公定歩合引上げをながめて先行きの金融逼迫を警戒する向きもあつたが、翌4月、生糸輸出の好転に伴う売却代金の流入、国債400万円の償還、国庫金検査に備えて積み上げていた市中銀行手元資金の流用などから金融は緩和に転じた。5月6日、本行本店は「金融の疏通略々其宜しきに適したるを以て」公定歩合を日歩2厘引き下げる（当所商業手形割引歩合日歩2銭→1銭8厘）とともに、担保品価格を改正して「大に貸出の門戸を寛開し」⁽⁷⁾た。以後、明治26年央ごろまで金融は緩和の一途をたどることになる。

銀行に関する流言浮説

上記公定歩合引下げ後の明治24年5月30日、23年恐慌の余波を受けて徳島の久次米銀行が臨時休業したのに続いて、6月19日、東京米商会所の営業保証金費消事件に関する連絡して福島第六国立銀行が営業停止を命じられた。このため、7月初め、第一国立銀行と三井銀行について浮説を流す者があった。たとえば、7月4日付『日本新聞』は、「今や三井銀行及び第一国立銀行の内幕については、一、二の新聞が之を暴露せしより、弥次馬連之に応じて附和雷同し、両銀行の困難は既に公然の秘密と為れり」と記している。⁽¹⁰⁾ このような流言浮説のため両銀行に対する一般の信認に動搖が生じ、「金融上の恐慌をも惹起さんとするの趣を呈」した。⁽¹¹⁾

こうした情勢に対処し、川田総裁は7月6日、東京手形交換所加盟銀行11行の役員に対し、以下のように銀行間の団結と相互援助の必要性を説く一方、本行も日本銀行条例・定款の範囲内において「可及の救済に任ず可きの意を明示」した。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

近來如何なる事情よりしてか、世間頻りに銀行事業に就て云々し、種々の風説を流布して甚だ穏当を欠くものあるが如し。……徒に平地に風波を起し終に金融社会を驚乱するに至らんも図り難し。是れ誠に憂ふべく、歎くべきの現象なりとす。殊に銀行の事業たる他の運輸工業諸会社の事業と違ひ、一方に於ては可成的多数の預金を得、他方に於ては之を必要の口に運用し、彼此相調和して金融市場の便利を謀るべきものにして、其間唯々一片の信用にて機関を運転するものなれば、……銀行家たるものには常に此点に注意し、機に臨み変に応ずるの備なからべからず。……此の十一同盟銀行、平素と雖も互に相救匡して金融社会の便利を謀るの重大なる地位に立てるものなり。故に、今日の如き人心疑懼の場合に於ても尚更ら互に相協力し、変に応じて緩急相助け、此の団体の利益を全ふするの策を講ぜざるべからず。是れ単に団体の利益を保護するのみならず、一般金融社会の利益を増進するには是非とも此機関の基礎を一層鞏固にするの必要あればなり。

この本行の措置に「世上一般亦因て安堵する所ありしが如く」、第一国立・三井両銀行に対する取付けも止まり平穏に復した。⁽¹⁴⁾ もっとも、その後、8月14日に名古屋第四十六国立銀行が、9月25日に八戸第百五十国立銀行が営業停止に陥ったが、銀行間の団結はすこぶる固く、相互に応援し合う態勢を取ったので、なんらの波乱もなく越年することができた。⁽¹⁵⁾ しかし、相次ぐ銀行の休業や営業停止にか

んがみ、明治25年2月の本行株主総会において川田総裁は特にこの点に触れ、「抑
抑銀行は信用によりて立つは論を俟たず、故に資本金の運転よりは寧ろ預金の運
転を主とせざるべからず」と演説している。⁽¹⁶⁾ これだけではその意味は必ずしも明
らかでないが、日清戦争後に川田総裁は、ロンドンの市中銀行の業務運営を例に
取り、預金を基礎とする銀行営業を勧告していることも考え併せると、同総裁は
早くもこの時点で市中銀行業務の実態につき預金銀行化の推進を指向していたと
いえよう。

正貨の流入と金融の緩慢

明治23年下期に見られた、投機に伴う銀価の高騰も一時的現象にとどまり、以
後一転して銀価は低下の一方に傾き、これに伴って外国為替相場も次第に低落し
たので、生糸・茶等の輸出が伸長した。24年中の貿易収支は1660万円の黒字とな
り、正貨も1244万円の流入超を示し、金融は緩慢の傾向をたどった。金融緩慢の大勢は翌25年に入ても続き、同年中は「平穀無事にして殆一事の変異無かり
し」といわれた。⁽¹⁷⁾ しかし、本行にとっては「不本意ながら」嘆息せざるをえない
ことが生じた。保証発行高の減少、預金増・貸出減に伴い本行「利益を減少する
は勢免れざる所」⁽¹⁸⁾ であったからである。

川田総裁は次のように述べている。本行正貨準備高は輸出の好調から一段と増
加し、25年末のそれは8280万円と前年末比27.2%増となったが、「正貨増加すれ
ば從て本行に入て兌換券に代り、市場に潤布するを以て保証準備発行の兌換券は
勢本行に還入せざるを得ず」、25年末の保証発行高は前年末比15.0%（787万円）
も減少した。一方、本行の同年中における毎月末平均当座預金残高（535万円）
は前年比73.1%の著増を示したのに対し、貸出のそれ（2286万円）は25.9%減少
した。したがって本行利益金の減少は避けられず、前年同期比5.5%の増益を示
した24年上期の後は、同年下期の25.1%の減益に続いて25年上期も24.9%の減益
となり、さらに25年下期（下記の臨時利益を除く）は前年同期比大幅減益とな
った24年下期をさらに6.5%下回った、と。（これに伴い法定積立金への毎期繰入
れ額が漸減したのに加え、その他積立金——配当の割合を平均化するための半季

積立金——は24年下期以降3期連続して取り崩された。)

もっとも25年下期には、本行所有の金貨・金地金の売却益28万2124円があったので、それを含めた実際の本行利益金は前年同期比19.8%増となったが、「収益力」の低下はおおうべくもなく、本行が株式会社組織を取る以上それを全く無視することはできなかった。このような事態に対処するため本行は、25年12月1日から残高10万円以上の当座預金には利子を付さない（10万円までは従来どおり日歩5厘の利子を付する）ことによる一方、市中金利の低下、金融の緩慢化に歩調を合せ11月24日、本店公定歩合を日歩1厘引き下げるとともに、前述のように同月22日に大蔵大臣の認可を得て担保品の種類を増やし、24日には担保価格を引き上げるなど、「入金を防ぎ出金を促すの手段を取」った。⁽²⁰⁾ 預金利子の支払いを削減し、貸出利息の受入れ増を図ろうとする措置を講じたわけである。

一方、本店より1日遅れて11月25日に公定歩合を引き下げた大阪支店は、貸付金利子および担保品付手形割引歩合の引下げ幅を日歩2厘とし（当所商業手形割引歩合のそれは日歩1厘）、当所商業手形割引歩合と同一水準の日歩1錢6厘としたことは注目されよう。本店に比べて「出金を促す」という面でより積極的であったといえる。

明治26年に入っても金融緩慢の趨勢は改まらなかった。本行「統計年報」は次のように記している。⁽²²⁾ 「金融は前年来緩慢の余勢を受け、殊に歳首数月間、外国貿易の順衡を得て金銀の流入すること少からざりしを以て、漸次緩慢に傾向するの際、政府は此の緩慢を時として高歩公債償還の挙あり、之が為巨万の現金は一時に市場に流布せしに由り、其の大勢一層緩慢に赴き、各銀行の余裕は益々多く、本行預金の如きも一時六百万円に上り、各銀行者は金利を低下して出金の途を求むるに努め」た、と。

このような情勢のもとで年初、本行公定歩合引下げの風説がしきりに流されたが、川田総裁は「此頃日本銀行金利引下げの風説盛んにして、左も事実らしく市上に流布せる者あるよし、然れども予は金利を改正し之を上下する事に就ては、未だ曾て毫も之を予言したことなし、一度之を決断するや即時之を行ひ、更に他に知らしめざるは從来の事実に徴して明らかなり」と語っている。⁽²³⁾ 公定歩合の

7. 担保品付手形割引制度の創設

変更に対する本行の姿勢を示すものとして興味深いが、公定歩合引下げの条件は熟していた。

貿易の好調に伴う正貨流入に加えて、1100万円余に及ぶ国債の償還が行われ、⁽²⁴⁾「市場一層金員の潤沢を苦むに至」った26年3月の23日、本行本店は商業手形割引歩合を日歩2厘、貸付金利子・担保品付手形割引歩合を日歩1厘5毛引き下げた。また、引き続く預り金の増勢に「収入する当座貸利子は支出する当座預金利子に比し頗る少額となりたる」ことにかんがみ、⁽²⁵⁾4月1日から当座預金に対する付利を全廃した。

しかし、4月には金融の緩慢はその極に達した觀を呈し、翌5月には「金融の緩慢愈々甚しく、各銀行は引続き金利を低落して貸出を求めるに汲々たる」ものがあった。⁽²⁶⁾5月中の中貸出金利は日歩1錢5厘～1錢8厘に低下し、「内実は尚之より低利に貸出を為すものあり」といわれ、大阪手形交換所における資金の一時貸借日歩は「低落の極六厘となる」に至った。⁽²⁷⁾このため本行本店は、5月31日に当所商業手形割引歩合を日歩1厘、貸付金利子・担保品付手形割引歩合を日歩2厘引き下げた。この結果、本店においても担保品付手形割引歩合は当所商業手形割引歩合の日歩1錢3厘と同一になったが、この1錢3厘という水準は、「創業以来未曾有の低歩」⁽²⁸⁾であった。なお、このような前年来の金融緩慢期に担保品付手形割引制度の整理を図ろうとする動きはみられず、上記のように担保品の種類の拡大、担保品価格の引上げ、商業手形割引歩合と同一水準までの担保品付手形割引歩合の引下げなど、同制度をいっそう活用しようとする措置がとられたが、長期的に同制度をどのような方向に運営しようと考えていたのか、現存資料では明らかでない。

一方、大阪支店でも、4月1日の日歩1厘引下げに続いて、本店と同じく5月31日に日歩2厘の引下げを実施し、当所商業手形割引歩合・貸付金利子・担保品付手形割引歩合をいずれも日歩1錢3厘とした。

以上のような公定歩合の引下げは一方で「自然の結果に外ならざるなり」と論評されたが、他方「通貨を膨脹収縮して金融を序理するは日本銀行の責任にして、日本銀行は内外の商勢を察し庫中正貨準備の景況を顧みて、正貨の輸入多く

庫中の正貨準備豊饒なるに於ては、利子及び割引の歩合を引下げて通貨の膨脹を謀り、之に反して正貨輸出し取付切にして庫中の正貨準備減少するときは、利子及び割引の歩合を引上げて通貨の収縮を謀るべき」⁽³⁰⁾であって、公定歩合の引下げにより「商工社会に便利を与へ大に事業の発達を図り、商業振起の策を取ること⁽³¹⁾適宜の事」とする意見もあったことは見落とせない。それは公定歩合操作の能動的な景気調整効果を認めていたからであるが、26年央ごろを境として「金融は至閑より至繁に遷」⁽³²⁾ることになった。

金融情勢の急変

2年余にわたる金融の緩慢・金利の低落から、明治26年半ばごろには、鉄道をはじめ各種事業の拡張等が盛んに計画されるようになった。また、数年来の米の豊作と生糸輸出の好調に伴う国内購買力の増進から、国内商取引も次第に活発化してきた。

その反面、26年6月26日に実施されたインドの幣制改革（銀貨自由鑄造制の廃止）に伴う銀価暴落の影響を受けて、アメリカに恐慌が発生したため、生糸・茶等の輸出が停滞した一方、銀価下落により輸入品価格が上昇したので輸入金額が増加し、26年中の貿易収支は146万円の黒字にとどまった（25年中1978万円の出超）。このため、前年には1315万円の流入超を示し、金融の緩慢を促進してきた正貨の動きも、26年には110万円の流出超に終わった。

このような内外にわたる諸要因が重なって26年後半に入るや金融は逐月繁忙を告げ、各市中銀行は漸次金利を旧に復し、東京同盟銀行の月中平均貸付金利子（貸付高1000円以上1万円未満）は、6月の年6.2%から12月には年8.06%へと3割方上昇した。本行大阪支店も8月26日・9月26日・11月22日・12月22日と4次にわたって公定歩合を計日歩5厘（当座貸越利子は日歩3厘）引き上げ、本店も9月2日と11月21日に公定歩合を引き上げた（他所商業手形割引歩合は計日歩5厘、当座貸越利子は日歩2厘、その他は日歩4厘引上げ）。しかし、本行の貸出は著しい増勢を示し、26年末の貸出残高（外国為替手形の割引を含む）は3462万円と前年末比39.1%増、26年中のボトムであった5月末と比べれば実に3.0倍

に上る勢いであった。また、26年末の兌換銀行券発行高は前年末比18.1%増の1億4866万円に達したが、正貨準備発行高は5.9%の増加にとどまったのにに対し、保証発行高は40.4%の著増となった。このため、26年末における制限内の保証発行余力はわずか18万6533円にすぎなくなつた。⁽³³⁾

以上のような金融の至閑から至繁への急転回は、「株式売買の受渡株金払込の如き之が主動たるが如し」と指摘されていたことは見逃せない。当時の市中銀行（横浜正金銀行を含む）の株式担保貸付額は4835万円に及び、これに国立銀行以外の民間銀行の株式保有高1030万円を加えれば5865万円に達したうえ（国立銀行の株式保有高は不明）、市中銀行の不動産抵当貸付高も2600万円に上っていた。「此等は資本を固定せしめて活動の機を失するもの」であったことはいうまでもなく、「将来金融の激変に会し或は非常の恐慌を蒙るの虞なきを保せず」と懸念されていた。⁽³⁴⁾

- (1) 「明治二十三年日本銀行統計年報」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻、昭和32年、所収）47ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 日本銀行「一般金融ノ概況並其調節」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収）4ページ。
- (3) 同上、4ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (4) 「明治二十五年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）126～127ページ。
- (5) 前掲「明治二十三年日本銀行営業報告」63ページ。
- (6) 前掲「明治二十四年日本銀行営業報告」92ページ。
- (7) 日本銀行保有資料『統計月報』明治24年2月。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (8) 上掲書、明治24年3月。
- (9) 前掲「明治二十四年日本銀行営業報告」93ページ。
- (10) 第一銀行八十年史編纂室『第一銀行史』上巻、昭和32年、511ページ。
- (11) 前掲『統計月報』明治24年7月。
- (12) 『東京経済雑誌』第580号（明治24年7月11日）58～59ページ。
- (13) 前掲『統計月報』明治24年7月。
- (14) 同上。

- (15) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」5ページ。
- (16) 前掲「明治二十四年日本銀行営業報告」96ページ。
- (17) 「明治二十五年日本銀行統計年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収)
101ページ。
- (18) 前掲「明治二十五年日本銀行営業報告」124ページ。
- (19) 同上、124~125ページ。
- (20) 兑換準備としての銀貨鋳造用銀地金取得のため、本行所有の金貨・金地金を売却したものであるが、銀価高騰のおさまった明治25年に入ってからこの売却が行われた(前掲「明治二十五年日本銀行営業報告」127ページを参照)。
- (21) 前掲『統計月報』明治25年11月。
- (22) 「明治二十六年日本銀行統計年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収)
133ページ。
- (23) 明治26年1月17日付『中外商業新報』。
- (24) 前掲「明治二十六年日本銀行統計年報」134ページ。
- (25) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、444ページ。
- (26) 前掲「明治二十六年日本銀行統計年報」134ページ。
- (27) 前掲『統計月報』明治26年5月。
- (28) 「明治二十六年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)
155ページ。
- (29) 明治26年3月23日付『中外商業新報』。
- (30) 『東京經濟雑誌』第674号(明治26年5月13日)669ページ。
- (31) 明治26年3月23日付『東京日日新聞』。
- (32) 前掲「明治二十六年日本銀行統計年報」133ページ。
- (33) 大蔵省「第十六次銀行営業報告」(明治26年)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収)582ページ。
- (34) 同上、585ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた、以下同じ。
- (35) 同上、585ページ。